

アメリカ刑事法の調査研究 (141)

米 国 刑 事 法 研 究 会
(代表 椎 橋 隆 幸)*

Rosemond v. United States, 572 U. S. ___ (2014)

堤 和 通**

「薬物取引行為の間にその犯行に関連して」火器を「使用または携行」することを禁止する連邦法違反を教唆・幫助した罪に問われた事案で、被告人が薬物取引の犯行に積極的に加担している場合に、政府側には、犯行中に相共犯者が銃を使用または携行することを被告人が事前に認識していたことを証明する責任がある、とされた事例。

1 争点

合衆国法は、「何らかの暴力犯罪または薬物取引行為の間にその犯行に関連して」火器を「使用または携行」することを禁止する (Title 18, §924(c))。本件の問いは、同法違反の教唆・幫助の罪を問う事案で— 被告人が暴力犯罪または薬物取引の犯行に積極的に加担している場合に、政府側が証明責任を負う要件事実は何か、である。

* 所員・中央大学法科大学院教授

** 所員・中央大学総合政策学部教授

2 事実の概要

Vashti Perez は、1 ポンドのマリファナの販売を手配し、自身が運転する車で、相共犯者2名、Ronald Joseph、並びに、本件申請人 Justus Rosemond とともに受け渡し場所に向かった。受け渡し場所で、取引相手の一人は車の後部座席に身を乗り入れマリファナを確認したが、金員を支払わずに、後部座席にいた者を殴り、マリファナを持って逃げ出した。このとき、後部座席にいたのが Rosemond であったのか Joseph であったのかには争いがある。取引相手が逃走したために、Perez の相共犯者のうち一人が車から出て拳銃を発砲した。このとき発砲した相共犯者が Rosemond であったのか Joseph であったのかには争いがある。その後、Perez らは逃走した取引相手を車で追いかける途上で、警察官から車両を停止させられた。

合衆国政府は、薬物取引の犯行に関連した銃使用を禁止する連邦法違反の罪で Rosemond を起訴するに当たって、銃の発砲者の身元に争いがあるために、予備的訴因として、同法違反の幫助の罪を主張している。

幫助の罪について、公判裁判官は、火器の使用を促進または助長する行為を意図的に行ったことを要件とする、Rosemond が求めた説示をせずに、第一に、相共犯者 (cohort) が薬物取引の犯行で火器を使用することを被告人が認識していたことと、第二に、薬物取引を被告人が認識したうえで犯行に積極的に加担していること、を要件とするという陪審説示を行った。最終弁論で、検察側は、Rosemond に薬物取引の認識と積極的な加担があったのは確実であることを指摘したうえで、薬物取引の現場にいて積極的に加担しているところで銃の発砲があった場合にその者が銃の使用のことを認識しないはずがないと論じている。

Rosemond は薬物取引の犯行に関連する火器使用の罪で有罪判決の言渡しを受けた。第10巡回区 Court of Appeals は、前提犯罪への積極的加担と相共犯者 (confederate) の火器携行の認識を幫助の要件とする同巡回区の裁判例を引用し、本件陪審説示を是認している。

合衆国最高裁判所は、本件合衆国法に違反する教唆・幫助の罪の要件について巡回区間の見解の不一致を解決するためサーシオレイライを認容し

た。

3 判旨・法廷意見：Kagan 裁判官執筆の法廷意見，破棄・差戻し

3-① 合衆国法は，連邦犯罪の実行を推進した者，具体的には，援助，扇動，推奨，要求，誘引，招来 (aid, abet, counsel, command, induce, procure) した者は主犯と同様にこれを罰することを定める。同法が，コモン・ローと同様に，第一に，犯行の推進に積極的に加担していること，第二に，犯罪の実行を促進する意図 (intent) があることを要件に，教唆・幫助犯としての刑事責任を負わせるものである，という点に争いはない。本件の問いは，本件有罪判決のように，起訴事実である連邦法違反が暴力犯罪または薬物取引犯罪を前提犯罪として火器の使用または携行を禁止する結合犯である場合に，共犯責任を問う二つの要件から，政府側がどのような要件事実の証明責任を負うことが導き出されるのか，というものである。まず，行為要件から検討する。

3-② Rosemond はマリファナと金員の受け渡し場所に相共犯者と同行をしている点で薬物取引の犯行に積極的に加担している一方で，火器の使用または携行に関連する行為には出ていないので，本件起訴事実である結合犯のうちの一つの犯罪事実についてはそれを進める行為が認められる一方で，もう一つの犯行を助ける行為には出ていない。

コモン・ローは，犯行の一部を促進した者に共犯の責任を課してきたが，合衆国法が同様であることは，いずれの巡回区でも判例がほぼ等しく判示してきている通りであり，*Reves v. Ernst & Young* (507 U.S. 170 (1993)) で当法廷が判示するように，合衆国議会は，「言葉，行い，励まし，支援，あるいは現場にいることによる一切の助け」を含む文言を採用しており，その助けは犯行の一部だけに及ぶもので足りる。例えば，租税捕脱で虚偽の申告書の提出に加担していないこと，あるいは，mail fraud (郵便不正利用) で不正文書を郵便に付すことに加担していないことはいずれも共犯の責任を免れる事情にはならない。犯行の一部を分担し合うことで犯行全体に対する共犯の責任を免れることはできない。

Rosemond の加担は本件合衆国法違反の共犯に必要な行為要件を充足している。合衆国議会は、火器の使用、並びに薬物取引の行為の双方を禁止しているのであるから、Rosemond がこのいずれかの犯行を促進しているのであれば、結合犯全体を促進したことになるので、共犯の行為要件は充足する。Rosemond は、共犯の行為要件は犯罪の最も重要な要素について充足すべきであるとして、本件合衆国法違反の場合には火器使用の促進が要件になることを主張するが、本件合衆国法は、結合犯を構成する別個の二つの行為が時間的に相互に関連して結び付いたときに有害結果を生じさせる甚だしい虞があることを根拠とする罰則規定であるのだから、銃に関する行為と同様に、薬物に関する行為が、本件合衆国法違反を促進することに間違いはない。

3-③共犯の要件である意図は、起訴された具体的な犯罪事実全体に及ぶ。Learned Hand は、被告人を共犯の責任に問うには、被告人が自身を犯罪の企図 (venture) に結び付けているだけでなく、被告人が「犯罪企図の実現を望ましいものとして (something that he wishes to bring about)」加担し、「自身の行為で成功裏に進めようとしている (seek by his action to make it succeed)」のでなければならないことを論じ、このフォーミュラ (要件論) は当法廷が採用するところとなっている。

郵便の不正使用に関する Pereira, 並びに、租税捕脱に関する Bozza (Bozza v. United States, 330 U.S. 160 (1947)) で当法廷が判示するように、犯罪企図への積極的な加担がある者について、その企図の範囲と正確の認識が認められる場合、その者は企図の実行を意図している。

本件合衆国法違反についても同様に、薬物取引への積極的な加担がある者について、相共犯者による銃の携行に関する認識が認められる場合、その者は同法違反の実行を意図している。そのような場合には、加担者は自身を違法な企図全体に結び付ける選択をしている。そして、その場合、加担者はその違法な企図を成功裏に進めるために自身でできることを行うことを決断している。

これに加えて、本件合衆国法違反を公訴事実とする場合には、火器に関

する被告人の認識は事前の認識、言い換えれば、法的（「並びに道義的」（“and – moral”））に重要な選択を被告人ができるような認識がなければならぬ。相共犯者の火器の携行を事前に認識していれば、その計画の変更を試みることができ、それが奏効しない場合には離脱できる。そうであるのに、被告人が自身の役割の遂行を止めない場合、被告人には武装犯行の意図がある。これに対して、現場に銃が持ち込まれたときに初めて銃のことを認識した場合、被告人はその時点ですでに共犯の行為を終えているかもしれない、そうでなくても、犯行から離脱する現実的な機会（realistic opportunity）がないかもしれない。その場合、被告人には銃を用いた犯罪を助ける意図がない。

Rosemond は本件合衆国法違反の共犯に必要な意図は相共犯者の銃使用を積極的に意欲することであるというが、共犯の責任は、被告人が十分な認識をもって違法な企図に加担したか否かで決まるのであって、Rosemond がいうように、仮に被告人に全てが委ねられたならば、被告人は起訴事実と同じ犯行を計画したであろうか否かで決まるのではない。共犯の成立に心からの（with a happy heart）加担は不要である。犯行の企図が特に危険であることを認識して加担を決断している場合に、他の者が銃を使用するのに任せることで重い制裁を回避することはできない。

他方、政府側は、本件共犯には銃に関する事前の認識は不要であるという。しかし、例えば、銃を携行しないことを明示の条件として薬物取引に加担することを被告人が同意したところ、薬物の譲り渡しを行っている間に仲間が銃を隠し持っていることに気づいた場合、政府側の立場では、現場を立ち去るか売買を中断させるほかは重い共犯の責任を負うことになるが、そのような行動は銃暴力のリスクをかえって高めてしまいかねない。銃を用いた薬物取引に加担するという選択を下したといえるためには、そのような企図の認識にしたがって被告人が行動できるとみるのが合理的な時点で被告人に認識がなければならぬ。

3-④（「Ⅲ」本件説示は意図要件の説示に誤りがある）本件 District Court の陪審説示は火器の存在について Rosemond に事前の認識があるこ

とが要件であることを説明していない点に誤りがある。本件陪審説示は火器の存在について Rosemond がいつ認識したのかを認定することを求めているので、例えば、銃の発砲のときに初めて Rosemond が銃の存在を認識しそれからは犯罪を進める行為を行っていない場合でも有罪と認定されてしまう。

巡回区 Court of Appeals の判断を破棄差戻す。

4 Alito 裁判官の一部賛成、一部反対意見 (Thomas 裁判官参加)

法廷意見によれば、犯行を差し控える現実的な機会が被告人にあったことの証明がなければ本件合衆国法違反の共犯の罪に問うことはできないという。

法廷意見は、銃を携行しないことを明示の条件にして薬物取引への加担に同意したところ、譲り渡しの現場で銃の存在を認識した場合を想定し、その場合に被告人が現場を立ち去ったとすれば、銃暴力のリスクが高まる可能性があるという。そのうえで、法廷意見は、被告人を共犯の責任に問う基準を、立ち去る場合のリスクが譲り渡しを終えてしまう場合のリスクを上回るか否かに求め、立ち去る場合のリスクが高い場合にそのリスクを理由に被告人が加担を続けているときには *mens rea* を欠くことになるとしている。しかし、このようなリスクの比較は緊急避難の成否を問う基準であり、緊急避難、並びに密接に関連する強制が *mens rea* を否定するものでないことは、認識 (*knowingly, willfully*) を *mens rea* とする公訴事実で起訴された被告人が、自分とむすめを殺傷するという脅迫をボーイ・フレンドから受けていたとして強制の抗弁を主張した事例、Dixon (Dixon v. United States, 548 U.S. 1 (2006)) で当法廷が判示する通りである。

法廷意見が、緊急避難と同様の場合に共犯の意図要件の充足を否定するのは、より重大なリスクを回避しようという動機が、犯行を進める意図を否定するものとしている点で、動機と意図を混同している。心底意欲して (*the deepest desire of their heart*) いないからといって意図が無くなるわけではないことは、我われが日常経験することであり、また、ジャン・バ

ルジャンが家族の飢えを凌ぐためにパンを盗んだ行為には盗犯の意図が認められる。

合法的な動機があることが意図要件を充足する *mens rea* の存在を否定するものではないことは、殺害の目的があることを加重謀殺の要件とする Ohio 州法の事例 (Martin v. Ohio, 480 U.S. 228 (1987)) で、当法廷が、正当防衛の要件である侵害の急迫性、並びに侵害排除のための実力行使の必要性が存在することについて被告人が善意である場合に、殺害の目的が否定されないことを判示する通りである。

法廷意見の立場にたつと、法廷意見が想定する事例では、薬物取引の現場から立ち去り、あるいは取引を中断させる機会が被告人にあったことを政府側が証明する責任を負うことになる。積極抗弁に関する証明責任の扱いとは対照的に、被告人に近接性がある事実を政府側が証明する責任を負うことになってしまう。

法廷意見のうち、犯行から離脱する機会の存在について政府側に証明責任を課す部分は反対する。

《解説》

1 本件争点は結合犯に対する教唆・幫助罪の成立要件、より具体的には、火器に関連する薬物取引の結合犯の場合に、教唆・幫助罪の成立に、*actus reus* の要件である犯行への加担が薬物取引に関するもので足りるのか、並びに、*mens rea* の要件として結合犯全体に関するどのような認識を要するのか、である。

2 この争点については、本件申請人 Rosemond、複数の巡回区、本件法廷意見、それに一部補足・一部反対意見の間に見解の相違があるが、他方で、*actus reus* については、結合犯のうち一つの行為への加担、より具体的には、本件のような薬物取引への加担で足りること、*mens rea* については、結合犯全体に関する認識を要する、という点で大方の一致がある。このうち、前者は、ケース・ブック等の標準的な解説でも同様の理解がみられるのに対し、後者については、ケース・ブック等の解説が前提とする

米国法の蓄積から導き出されるように思われる。

3 教唆・幫助罪の *actus reus* については、合衆国最高裁判所の裁判例、Johnson で租税捕脱の教唆・幫助罪に関して、虚偽申告の提出に被告人が加担していないことが、Pereria で郵便の不正利用の教唆・幫助罪に関して、不正文書の郵送に被告人が加担していないことが、それぞれ重要性がなく共犯の成立を妨げるものではないことが判示されている。犯行の一部への加担で共犯の *actus reus* を充足する、というのは確立した米国法で確立した考えであるといえようが、本件では、それを踏襲したうえで、結合犯の場合の一部加担が *actus reus* の充足になるか否かが問われている。この点では、申請人 Rosemond が火器に関する行為への加担を要すると論じるのに対して、合衆国最高裁判所の法廷意見は薬物取引行為への加担でも *actus reus* の要件は充足するとし、個別意見を著した Alito 裁判官も法廷意見に賛成している。その点のリーズニングで注目されるのは、危害に関する結合犯の性格から要件を導き出していることであろう。法廷意見によれば、結合犯とそれを構成する個別の行為から独立した固有の意味を備えた犯罪類型であり、その点で、本件結合犯は、火器を用いる行為からも薬物取引の行為からも独立しているのであって、その二つの行為が時間的かつ一定の関係で結びついたときに害悪を生むおそれが極めて高くなるという点に固有の意味がある。法廷意見は、そこから、共犯の *actus reus* である一部加担は、そうした結合犯の場合、火器の行為への加担で足りると同様に、薬物取引行為への加担でも足りると結論づける。ここには、Harm Principle という行為評価の原理から犯罪成立要件を導くアプローチがみてとれるであろう。

4 次に、共犯の *mens rea* については、ケース・ブック等の標準的な解説で、共犯者には「第一次行為者 (the primary actor) に影響を与え又は支援を提供する意図」がなければならない、とされているほか¹⁾、従前の

1) John Kaplan, Robert Weisberg & Guyora Binder, Criminal Law: Cases and Materials (Aspen Casebook Series, 7th edition, 2012), p. 756; Joshua Dressler & Stephen P. Garvey, Cases and Materials on Criminal Law (American Casebook

合衆国最高裁判所の裁判例でも、「犯罪を促進する (facilitate) 意図」²⁾、あるいは「犯罪を勧奨 (encourage) し助ける (abet) 意図」³⁾がある場合に共犯の責任が問われると判示されている。この点については、異なる立場に立つ裁判例も見受けられるものの⁴⁾、本件法廷意見の判示に「犯罪の実行を促進する意図」とあるように、米国法上、共犯の *mens rea* は意図が原則となる、と理解してよいであろう。

5 共犯には *mens rea* として、意図が要件であること、それに、本件結合犯については犯行全体に関する認識、したがって、自分が加担した薬物取引だけでなく、火器に関する認識が要件となること、については本件法廷意見と個別意見は見解が一致している。第8並びに第9巡回区の Court of Appeals は、後者の点で見解を異にするもので、本件申請人は、これら巡回区の裁判例を引用して、本件の場合には火器に関する意図が要件になると論じている。

本件法廷意見が、第8、第9巡回区の立場を退けるときにリーズニングの出発点としているのが *Leaned Hand* の要件論である。Hand によれば、共犯の成立には、「被告人が犯罪企図の実現を望ましいものとして」加担し、「自身の行為で成功裏に進めようとしている」のでなければならない⁵⁾。法廷意見は、Hand のこの要件論に依拠したうえで、犯行の認識を認めて共犯の責任を問うてきた、合衆国最高裁判所の裁判例を、Hand の要件論に合致するものとして引用する。そのうえで、法廷意見は、犯罪企図に積極的に加担している者が、その企図の範囲と性格を認識している場合には共犯の成立に必要な意図が認められると判示している。

Series, 6th edition, 2012), pp. 835-6; Sanford H. Kadish, *Complicity, Cause, and Blame*, 73 Cal. L. Rev. 323, 346 (1985).

- 2) Central Bank of Denver, N. A. v. First Interstate Bank of Denver, N. A., 511 U.S. 164, 181 (1994).
- 3) Hicks v. United States, 150 U.S. 442, 449 (1893).
- 4) Backun v. United States, 112 F.2d 635, 637 (4th Cir. 1940).
- 5) Hand の要件論が示されたのは、Nye & Nissen v. United States, 336 U.S. 613, 619, 69 S. Ct. 766, 93 L. Ed. 919 (1949). である。

Mens rea については、意図と認識の概念内容や適用の可否が多く論じられてきているが、法廷意見のこの判示は今後の裁判例、学説の展開に一つの足掛かりを与えるように思われる。刑罰論や自由論に関する一定の立場から *mens rea* の認識要件を基礎づける試みがある一方で⁶⁾、また別の刑罰論から意図要件を基礎づける試みがなされてきているが⁷⁾、本件法廷意見は、一部加担という結合犯での共犯の形式を踏まえながら、それを、共犯の責任に関する Hand の議論に結びつけて *mens rea* の内容を導き出している。おそらく、犯罪企図全体を認識しながら、一部に加担する行為を行った場合には、通常の認識を上回る、犯罪企図への積極的な態度が示されたという評価ができ、その意味で、共犯に固有のかたちで意図要件が充足する、というのが法廷意見を支える理論構成ではないかと推測する。

6 ここまでは、法廷意見と個別意見に見解の相違はない。見解の不一致は、認識が事前のもでなければならないのか、関連して、犯罪企図から離脱する現実的機会の要否に関する。見解の不一致は、主として、意図要件の充足に必要な積極的な態度をどの程度求めるのか、その立場の違いによる。法廷意見は、事前認識がなく、犯行から離脱する現実的な機会がない場合には意図要件が充足しないとするのに対し⁸⁾、個別意見によれば、法廷意見は意図と動機を混同しているという。反対意見の見方は、*mens rea* という意図とはいわば「当面の目標」「意識した一つの目標」をいうのであって、それを超えて、「当面の目標」が上がった背景事情、「一つの目標」を選んだときの真意というものは、犯罪の成否では捨象されるはず

6) See e.g. H. L. A. Hart, *Punishment and Responsibility*, Oxford University Press (1968), pp. 180-2.

7) See e.g. Antony Duff, *Intention, Agency & Criminal Liability: Philosophy of Action and the Criminal Law* (Blackwell, 1990), pp. 111-5.

8) 法廷意見の註10には「被告人が……現実的な退去の機会がなくなった後になって初めて銃のことを認識した場合には、すなわち、単なる薬物犯罪ではなくて、武器を利用した薬物取引を『実現させることを望む』(成功させることを望む)か否かを定める機会がない場合には……本件犯罪事実の意図要件は充足しない。」とある。

である、とする。

加えて、反対意見は、法廷意見のように、事前認識、あるいは離脱の現実的機会を要件にすると、犯行現場でのリスクの衡量を *mens rea* の有無に判断に持ち込むことになり、そうすると、*mens rea* の問題に緊急避難の問いを含むという犯罪論体系上の疑義が生まれるとする。

この対立について一言を付すると、一つには、法廷意見の求める事前認識が、被告人の真意としての意図までを要求しているのかには疑問があり、また、確かに、想定事例では、リスクの衡量が行われるという側面があるものの、法廷意見のリーズニングは、リスクの衡量や、ここでの衡量論に親和性がある、行為の結果からの評価にしたがったものというより、結合犯の共犯に現れる犯罪企図への積極的な態度の有無という、「非結果主義」の色合いが強いように思われる。

7 本件の意義は、第一に、教唆幫助の *mens rea* が意図であるという伝統的な理解を維持していること、第二に、意図要件を結合犯に関連づけて、一部への加担行為がある場合には企図全体に関する認識で足りることを明らかにしている点にある。合衆国法の形成の上で興味深いのは、Hand の要件論が教唆・幫助の意義に関連づけて参照されていること、それに、*actus reus* については Harm Principle からの議論が、また *mens rea* については「認識か意図」かの論争から理解できる構成が組み立てられていることである。本件にいう、企図全体に関する認識の内実が何であるのかは、事前認識、あるいは離脱機会の有無をめぐる今後の裁判例の展開で次第に明らかにされるであろう。

Burt v. Titlow , 82 U.S.L.W. 4007 (2013)

麻 妻 和 人*

被告人が自らの無実を主張し有罪答弁を撤回した場合に、弁護人から適切な助言が得られなかったため、効果的弁護を受ける権利を侵害されたとして行った人身保護令状発給の請求について、Strickland v. Washington の基準を適用して、請求を棄却した事例。

《事案の概要》

1 被申請人 Titlow は、おばである Billie Rogers と共に、Billie の夫 Don Rogers を謀殺したとして逮捕された。弁護人 Lustig は、政府側の証拠が第一級謀殺 (first degree murder) での有罪判決を支えるものであることを被申請人に説明し、その助言に基づいて、被申請人は、Billie に不利な証言をすることと、故殺 (manslaughter) について有罪の答弁を行い7年から10年の収監刑を受けることを州の検察官に同意した。ミシガン州公判裁判所はこの答弁協議を承認した。

Billie Rogers の公判が開始される3日前に、被申請人は新たな弁護人として Toca を選任し、その助言のもと、被申請人は、有罪答弁と証言に同意するのと引き換えに、刑の下限を7年ではなく3年の収監刑に引き下げることを要求した。検察官がこれに同意しなかったので、被申請人は、第一級謀殺での訴追も含めた有罪答弁撤回がもたらす帰結について公開の法廷で承認したうえで、答弁を撤回した。被申請人の証言が得られず、Billie Rogers は無罪となり、その後死亡した。

被申請人は公判に付され、公判の過程において、被申請人は Don Rogers に危害を加える意図は一切なく、行為当時 Billie が Don に危害を

* 嘱託研究所員・桐蔭横浜大学法学部准教授

加える意図を持っていたとも一切知らず、Billie が Don に危害を加えようとするのを防ごうとしたと証言した。しかし、陪審は殺害への関与を示す公判廷外での以前の証言を採用して、被申請人を第二級謀殺で有罪とし、公判裁判所は20年から40年の取監刑を言い渡した。

通常上訴において、被申請人は、弁護士 Toca が有罪答弁の撤回を助言する際に、本件について十分な情報収集をせず、その結果、政府側の証明の強固さを被申請人に理解させることができなかつたことにより、効果的な弁護を提供しなかつたと主張した。ミシガン州 Court of Appeals は、Strickland¹⁾が示した基準によれば、被告人が無実を訴えている場合には、有罪答弁をすることが、いかに良い取引となる可能性があつたとしても、有罪答弁をやめるよう勧めることが客観的に不合理であるとは言えない、としてこの主張を斥けた。

2 被申請人は、28U. S. C §2254に基づいて、連邦の人身保護令状の発給を申請した。連邦 District Court は、1996年反テロリズム及び効果的死刑執行法 (AEDPA) の、州裁判所の判断尊重という審査基準 (deferential standard of review) を適用して、ミシガン州 Court of Appeals の判断は法と事実に照らし完全に合理的であるとして、救済を否定した。

第6巡回区 Court of Appeals は、有罪答弁を撤回した際の聴聞において弁護士 Toca は、「被申請人の答弁撤回の判断は、政府の答弁合意の申し出が、第二級謀殺に関するミシガン州の量刑ガイドラインよりも相当程度高いという事実に基づくものである」と説明しており、この説明を前提とすれば、答弁の撤回が被申請人の無実の訴えに基づくものであるとする州裁判所の事実認定は、記録の不合理な解釈に基づくものである、とした。さらに、「本件の記録によれば、弁護士 Toca が有罪答弁を撤回した場合の考えうる帰結を、被申請人に十分に情報提供した証跡はない」として、第6巡回区 Court of Appeals は、弁護士 Toca は、被申請人の答弁協議の利益を損ない、効果的な弁護を行っていないと判断し、District Court の

1) Strickland v. Washington, 466 U. S. 668 (1984).

判断を破棄した。そして、最初の答弁合意の内容を検察官は再度申し入れなければならないとの指示を付して、本件を差し戻した。

公判裁判所が有罪答弁の有効性について審理中に、合衆国最高裁判所によりサーシオレーライが認容された。

《判旨・法廷意見》

破棄

1 アリトー裁判官執筆の法廷意見

1 1996年反テロリズム及び効果的死刑執行法(AEDPA)によれば、州裁判所の事実認定は、単に連邦裁判所が判断すれば異なった結論に達するという理由から不合理だということにはならないということがWood²⁾で認められている。AEDPAは、同様に、州裁判所による法律上の瑕疵に関する審査にあっても、人身保護令状は州裁判所の裁判が、合衆国最高裁判所により示されたような、明確に確立した連邦法に反するか、あるいはこれを不合理に適用した場合にのみ発給することができるとし、高度に州裁判所の判断を尊重する基準を課している。

AEDPAは、州裁判所が連邦法上の権利(federal rights)を擁護するのに適切なフォーラムであるという連邦制の基本原理の一つを承認しているのであり、しかも、この原理は、制定法と同様に憲法上の権利侵害の主張にも適用されるものである。州裁判所は、連邦裁判所と同等の憲法上の権利を保護する厳粛な責務を有している。

この州裁判所の責務と能力を承認し、AEDPAは、州裁判所において裁判を受けた受刑者に対して、連邦人身保護手続への堅牢な障壁を構築している。すなわち、Richter³⁾で示されたように、連邦裁判所に対するその申立てについて、州裁判所がした裁判が著しく正当性を欠き、瑕疵の程度が、公平な立場からみても瑕疵が存在することにつき異論の余地がない程度に至っているとの証明を行うことを、州の受刑者に要件として課してい

2) Wood v. Allen, 558 U. S. 290(2010).

3) Harrington v. Richter, 562 U. S. ___ (2011).

るのである。

2 本件の記録によれば、弁護人 Toca が被申請人の無実であるとの訴えを受けて有罪答弁の撤回を助言した、というミシガン州 Court of Appeals による認定には根拠がある。①被申請人が、Don Rogers 殺害計画と、Don の死亡時に犯行現場に所在したことを否定し、これについてポリグラフ検査をパスしていること、②その後、宣誓供述調書 (affidavit) によれば、被申請人が事件について話をした拘留所の看守から、本当に有罪でないのであれば、有罪の答弁をしないよう助言されていたこと、③この会話が Toca を弁護人に選任する端緒となったこと、④これらの事実と弁護人 Toca を選任した時期が、被申請人が公判で自己負罪供述をすることになっていた日の前日であったことを併せ考えると、弁護人 Toca に対して被申請人が無実を訴えていたことが強く示唆される。さらに、被申請人が公判においても無実を主張していることも、この結論を支えるものである。

有罪答弁の撤回が被申請人の無実の訴えに基づくものではない、という結論の唯一の証拠として第 6 巡回区 Court of Appeals が挙げているのは、弁護人 Toca が撤回を申立てる際に、被申請人の無実の訴えに言及せず、有罪答弁に対する政府側の申し出がミシガン州の故殺に関する量刑ガイドラインよりも相当に重い刑であることによると説明している事実である。

しかし、被告人が、一方で無実を主張しつつ、他方で故殺に対して通常科されるよりも重い刑罰となるような有罪答弁を拒むことは、一貫しないわけではない。実際、自身が無実であると信じている被告人は、裁判で無罪となる確率について楽観的な見方をして、答弁協議の際に強気の交渉をしがちである。このことから、記録を全体としてみると、第 6 巡回区が、州裁判所の合理的な事実認定を訴訟記録についての議論の余地がある解釈によって破棄したのは不適法であるといえる。

被申請人が弁護人 Toca に対して無実を訴えた、というミシガン州 Court of Appeals の事実認定が正しいとすれば、第 6 巡回区による Strickland 基準の解釈適用は維持されえない。被告人が無実を訴えたこと

は、Strickland の下での弁護人の標準的な責務を軽減するものではないが、弁護人が与える助言の内容には影響を及ぼしうる。被申請人が無実を主張したのは、答弁合意に従い公開の法廷で自己負罪の証言をすると申し出てから、わずか数日後のことである。答弁合意の内容には、量刑ガイドラインを超える刑を受けることも含まれていた。先例では、被告人が答弁協議を受け入れるか否かの最終判断者であるとされている⁴⁾。以上のことからすると、弁護人 Toca の助言が Strickland の基準を満たしている、とするミシガン州 Court of Appeals の結論は、AEDPA の下でも合理的なものといえる。

第6巡回区が、「本件記録によれば、弁護人 Toca が有罪答弁を撤回すべきかどうかについての憲法上適切な助言をしたという証跡がない」ことを理由として Toca が効果的な弁護を行っていないと結論付けたことは、さらに問題である。当裁判所は、「弁護人は、適切な助力を提供し、専門家としての合理的な判断を行使して全ての重要な決定を行っているものと強力に推定されなければならない⁵⁾」と述べてきており、また、「弁護人の弁護活動が不十分であったことを示す責任は被告人にある⁶⁾」としている。第6巡回区の判断は、この原理を覆すものである。

また、第6巡回区が指摘する、弁護人 Toca が有罪答弁撤回前に、最初の弁護人 Lustig から被申請人の事件の記録を引き継いでいなかったという事実も、Strickland 基準の下での強い推定を覆すものではない。

いずれにせよ、被申請人は、最初に有罪答弁をする際に、公開の法廷において、弁護人 Lustig から政府側の証明の内容と、それらが第一級謀殺での有罪判決を支えるものであることの説明を受けていたことを認めていたのであるから、弁護人 Toca が、被申請人が検察側の立証の強固さを理解しつつ答弁の撤回を望んでいるのだ、と考えた点については正当化される。

4) See, *Florida v. Nixon*, 543 U. S. 175 (2004).

5) *Strickland*, 466 U. S. 668, at 690.

6) *Id.*, at 687.

本件手続における弁護人 Toca の行為はおよそ模範的なものとはいえないが、第 6 修正は完璧な弁護を受ける権利を保障しているのではなく、効果的な弁護を受ける権利を保障しているのであって、Toca の行為に問題があったということは、被申請人が有罪答弁の撤回を決断する際に適切な助言を受けたという州裁判所の判断が合理的かどうかという、本件の問いとは無関係である。

2 ソトマイヤー裁判官の補足意見

法廷意見が弁護人 Toca の弁護活動の適正さについて述べている部分の射程について私の意見を述べる。

第 1 に、法廷意見が述べているように被告人の無実の主張は、Strickland の下での弁護人の標準的な責務を軽減するものではないので、弁護人は、被告人の主張に関係なく、独自に事件の調査をしなければならず、その情報に基づいて依頼人に対し、いかなる答弁をすべきかリスクの分析も含めて助言を提供し、そのうえで、その依頼人の判断に従わなければならない。

第 2 に、法廷意見は、本件での有罪答弁の撤回が被告人の無実の主張に基づいていると認定しているが、これは、被告人が無実を訴え、しかもそれが有罪答弁に同意した数日後のことであるならば、弁護人にとって有罪答弁の撤回を勧めることが、常に効果的な弁護となるということまで認めただけではない。本件においても、弁護人が有罪答弁の撤回を勧めるのに先立ち、事件についての十分な説明を与えていなかったことを、被申請人が証明できていれば、効果的な弁護を欠いていたと認定することができたように思われる。

3 ギンズバーグ裁判官の結論賛成意見

本件で検察官が答弁協議に同意したのは、被申請人が Billie Rogers の公判において証言するということが条件となっていたからである。答弁協議の本質は契約であり、被申請人が約束を反故にした時点で、協議は失効

している以上、答弁協議の更新もない。要するに、本件では、検察官に対し、答弁協議を更新して提案するよう命じることはできず、答弁協議の申し入れはもはや存在していなかったのであるから、被申請人は瑕疵のない公判において、有罪判決を受けたにすぎない。

《解説》

1 本件は、被告人が無実を主張して有罪答弁を撤回する際に、適切な助言が受けられず効果的弁護を受ける権利を侵害されたとして、連邦の人身保護手続による救済を求めた事案である。有罪答弁を撤回した理由が、被告人が無実を主張したことにあるとした州裁判所の事実認定についても争点になっているが、より大きな争点は、その事実認定が維持された場合に、有罪答弁撤回の際に効果的弁護を受ける権利の侵害はなかったとした州裁判所の判断に対し、人身保護手続において連邦裁判所がこれをいかに審査すべきか、という審査の在り方である。

連邦の人身保護令状の発付を認める基準につき、合衆国最高裁判所は従来から、州裁判所の判断を尊重する立場を示していたが、1996年反テロリズム及び効果的死刑執行法(AEDPA)により、さらに実質的に相当高度なものに変更され⁷⁾、州裁判所の判断が「合衆国最高裁判所の判例によって明確に確立した連邦法に反するか、又は、この連邦法が不合理に適用された判断であった場合」(28 U.S.C. § 2254(d)(1))、または、「州の裁判所の手続きに提出された証拠に照らして、不合理な事実認定に基づく判断であった場合」(28 U.S.C. § 2254(d)(2))、にのみ人身保護令状の発給を認めるものとされている。

これらの「不合理であるかどうか」の基準は極めて高度な基準であり、明確に確立した連邦法の適用や、事実認定について、いくつかの考え方が

7) See, *Schriro v. Landrigan*, 550 U. S. 465 (2007). 米国刑事法研究会(代表椎橋隆幸)・アメリカ刑事法の調査研究(124)比較法雑誌44巻2号385頁[田中優企担当]、英米刑事法研究会(代表田口守一)・英米刑事法研究(13)比較法学42巻2号324頁[中島宏担当]参照。

一定の妥当性をもって成り立つ場合で、その中に州裁判所が採った立場が含まれるときには、州裁判所による法の適用が尊重され、そして、その事実認定が正確であると推定されることになる。

2 このように、本件の争点は、人身保護令状による救済についての AEDPA の基準に関するものであるが、本判断の意味を明らかにするためには、AEDPA の下で連邦法の適用が「不合理であるかどうか」を判断するにあたって検討された、有罪答弁における効果的弁護を受ける権利の侵害の有無に関する判例の流れをまず見ておく必要がある。

(1) アメリカ合衆国憲法第 6 修正は、弁護人の援助を受ける権利（弁護権）を保障している。そして、この弁護人の助力を受ける権利は、当事者・論争主義の下で、公平・公正な裁判を実現するため、効果的な弁護を受ける権利をその内容とするものであり、このことは、合衆国最高裁判所の判例上確立されている⁸⁾。

弁護人の活動が効果的でない弁護であったと認定されれば、弁護権侵害となり、刑事裁判は無効となる。

ここで、効果的な弁護を受ける権利が侵害されたかどうかの判断基準について、合衆国最高裁判所は、具体的状況の下で「通常弁護人に期待される効果的な助力」が得られたかどうかを基準とし、効果的弁護が得られなかったことを理由に原判決が破棄されるためには、被告人が、①弁護人の活動が弁護人に通常期待されている客観的基準に達しないこと（活動要件）、②弁護人の瑕疵ある活動により判決に影響を及ぼすほどの侵害があったこと（侵害要件）を証明しなければならないとされている⁹⁾。

(2) 効果的弁護を受ける権利の侵害が認定される場合の一つの類型とし

8) See, e. g., Powell v. Alabama, 287 U. S. 45 (1932) ; Johnson v. Zerbst, 304 U. S. 458 (1938) ; Gideon v. Wainwright, 372 U. S. 335 (1963).

9) Strickland v. Washington, 466 U. S. 668 (1984). この判断については、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』（中央大学出版部、1994年）90頁〔椎橋隆幸担当〕、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究（第三巻）』（成文堂、1989年）124頁〔加藤克佳担当〕参照。

て、弁護人の能力不足や怠慢その他の理由により弁護人の弁護活動に瑕疵があることによって、被告人の効果的弁護を受ける権利が侵害される場合がある。本件は、この類型についての主張に対する判断であり、合衆国最高裁判所は有罪答弁の撤回についても第6修正の弁護権が及ぶことを前提として、Strickland基準による判断を行っている。

第6修正の効果的な弁護を受ける権利は、当事者・論争主義を実質化し、公判の公平・公正さを確保するために被告人に保障されている。従って、第6修正の弁護権は基本的には公判で保障されるものであるが、その保障の範囲は、合衆国最高裁判所の判例によって、裁判官の関与する対審の手続き開始後の決定的に重要な段階で保障されるとされ、拡張されてきている¹⁰⁾。

答弁協議における弁護活動が第6修正の弁護人の効果的な助力を受ける権利を侵害するか否かについての合衆国の最高裁判所の判断は、以下のよう整理することができる。

まず、有罪答弁に先立って、パロールの資格を得る時期について、正確な助言を受けられなかったことが効果的弁護を受ける権利の侵害にあたるかどうか争われた事案であるLockhart¹¹⁾では、答弁協議においても合衆国憲法第6修正に基づく効果的な弁護を受ける権利が保障されるかが問題となった。答弁協議も刑事司法制度の中心的な手続であって、公判と同様の重要な局面であり、第6修正の効果的弁護を受ける権利の保障が及ぶとされ、そして、その段階での効果的な弁護を受ける権利の侵害の有無についても、Strickland基準により判断されるものとした。

次に、答弁協議において、国外退去命令の可能性という有罪判決の付随的結果について弁護人から説明を受けなかったことが、第6修正の効果的な弁護を受ける権利の侵害に当たるか否かが争われたPadilla¹²⁾において、

10) 田中優企「ミランダ法理における“custodial interrogation”の意義と判断基準(2)」駒澤法学13巻3号52-53頁参照。

11) Hill v. Lockhart, 474 U. S. 52 (1985).

12) Padilla v. Commonwealth of Kentucky, 559 U. S. 356 (2010). 小早川義則「アメ

合衆国最高裁判所は、この問題についても第6修正の保障が及ぶとしたうえで、Strickland基準により判断し、有罪答弁により有罪判決を受ければ、移民法により国外退去命令を受けることが不可避であって、この国外退去命令は刑事手続きと密接に関連しているので、その可能性について説明を受けることも効果的弁護を受ける権利の内容であると判断し、被告人はこの説明を受けなかったことにより効果的な弁護を受ける権利を侵害されたと判断した。

また、有罪答弁自体は弁護人の正確な助言に基づくものであったが、その有罪答弁に先立って、弁護人が検察官からの被告人に有利な有罪答弁の提案を伝えなかったことが、効果的弁護を受ける権利の侵害にあたるか否かが争われたFrye¹³⁾において、答弁協議は刑事司法の中心手続となっているので、有罪答弁に先立つ弁護活動に問題がある場合にも、効果的弁護を受ける権利の保障が及ぶとした。そのうえで、Strickland基準により判断を行い、弁護人には、検察官から被告人に有利となるような有罪答弁の提案があった場合には、この提案を被告人に伝える義務があるとの一般準則を示したうえで、弁護人がFryeに検察官からの提案を伝えなかったことは、瑕疵のある弁護活動にあたり、効果的な弁護を受ける権利を侵害すると判断した。

さらに、当初、被告人が検察官の提案に従って有罪答弁をする意向であったが、弁護人の誤った助言により、その提案を拒否した結果、有罪答弁をした場合よりもはるかに重い収監刑を宣告されたCooper¹⁴⁾で、合衆国最高裁判所は、第6修正に基づく効果的弁護を受ける権利は答弁協議にお

リカ刑事判例研究⁽²¹⁾」名城ロースクール・レビュー 24巻33頁、英米刑事法研究会（代表田口守一）・英米刑事法研究⁽²¹⁾比較法学45巻1号253頁〔中島宏担当〕参照。

13) Missouri v. Frye, 566 U. S. ____ (2012). 英米刑事法研究会（代表田口守一）・英米刑事法研究⁽²⁵⁾比較法学47巻1号185頁〔中島宏担当〕参照。

14) Lafler v. Cooper, 566 U. S. ____ (2012). 英米刑事法研究会（代表田口守一）・英米刑事法研究⁽²⁵⁾比較法学47巻1号183頁〔原田和往担当〕参照。

いても保障されることを確認した。そのうえで、Strickland 基準により、効果的弁護を受ける権利が侵害されたと判断した。

このように、合衆国最高裁判所は、第6修正の適用範囲を、答弁協議における弁護活動及びその附随的結果にも広げてきており、本件もこうした一連の判断の中に位置づけることができよう。

(3) 本件の判断は、答弁協議について第6修正の効果的弁護を受ける権利の保障が及ぶことを前提としつつ、Strickland 基準の、第1要件（活動要件）についての判断を行った。なお、第1要件を充足していないとの結論であるため、第2要件（侵害要件）については判断されていない。

法廷意見は、第1要件について、Strickland に従い、弁護人が適切な弁護活動を行ったことについては強力な推定が働き、被告人側はこの推定を覆して弁護人の活動が弁護人に通常期待される合理的な助力の基準に達しないものであることを証明しなければならないとした。そして、そのうえで、本件では弁護人に通常期待される程度の効果的な弁護という基準に達していたかどうかについて、記録中に弁護人が適切な助言を行ったという証跡がないことによって、この推定が覆されるものではなく、被申請人が弁護人に対して無実を訴えたという、州裁判所の実事認定を前提とすれば、第1要件を充足しないと判示した。

すなわち、法廷意見は、有罪答弁の撤回についても第6修正の弁護権の保障がある以上、撤回に関して、答弁撤回がもたらしうる帰結や政府側の証明の強度など、適切な助言を与えることは必要であり、これを欠く場合には効果的な弁護を受ける権利の侵害が認められるとした。ただし、このような助言が与えられたことは Strickland の下で強く推定されるどころ、本件では被告人によりこの推定が破られてはいないと判断されたのである。

本件において、法廷意見は、被告人が無実であることを訴えていたという事実や、最初の弁護人による助言を受けている事実を重視していることができるが、このような事実がある場合に、それを理由に弁護人が有罪答弁の撤回を勧めても、効果的弁護を受ける権利を侵害したことには

ならないということを認めたかどうかは必ずしも明らかではない。この点、ソトマイヤー裁判官の補足意見は、被告人が無実の訴えをしている場合であっても、被告人の立証により前述の推定が破られれば、なお効果的弁護を受ける権利の侵害を認める余地はあるとしている。

3 効果的弁護を受ける権利の侵害を理由に連邦の人身保護令状の発給が認められるためには、AEDPAの基準を満たすかどうかの判断にあたって、Strickland基準による判断を行うという、二つの高度な基準を満たす必要がある¹⁵⁾。法廷意見も認めている通り、本件の弁護人Tocaの弁護活動は模範的とは決して言えないものであったが、それでも効果的弁護を受ける権利は侵害されていないものと推定され、さらに、侵害はないと州裁判所が判断した場合には、その判断を連邦裁判所は尊重しなければならないのである。効果的弁護を受ける権利の侵害を理由に人身保護令状の発給を容認するには、ハードルは相当に高いものとなっていることが本件で示されていると言える。

本判断は効果的弁護に関する一つの事例判断であるが、被告人が有罪答弁を撤回した場合の効果的弁護を受ける権利の侵害の有無を判断したものであって、しかも、被告人が無実を訴えている場合に関するものであり、この点については初の判断である。権利侵害の有無それ自体に関する法廷意見の立場は、AEDPAの基準の下での判断という性格上、必ずしも明確とは言えないものの、答弁協議における効果的弁護に関する判断に新たな事例を加えたという点に意義がある。

15) Knowles v. Mirzayance, 556 U. S. 111(2009) ; Cullen v. Pinholster, 563 U. S. ____ (2011).